附　則

この規則は、平成26年６月１日から改正施行する。

（26. 5.13　第３回理事会決議）

・　第３条第３項の五に「特定情報管理課」を新設

・　第４条第１項の八に「特定情報管理課」を新設し、八第１号から第４号までを新設、これに伴い従前の同条同項の八以降を順次繰り下げ

附　則

この規則は、平成27年４月１日から改正施行する。

（27. 3.18　第12回理事会決議）

・　第３条第１項の「部及びセンター」を「各部、センター及び室」に変更

・　第３条第１項の八に「内部監査室」を追加、これに伴い従前の第３条の２（内部監査室の設置）を削除

・　第３条第２項の四に「企画課」を追加、これに伴い従前の同条第３項の二を削除

・　第３条第３項の二に「広報課」を新設及び同条同項の三に「調査課」を新設、これに伴い従前の同条同項の三及び四を順次繰り下げ

・　第３条第４項の五に「特定情報管理課」を追加、これに伴い従前の第３条第３項の五を削除

・　第４条第１項の一第13号、同条同項の二第10号及び同条同項の三第５号の「業務企画部企画課」を「企画課」に変更

・　第４条第１項の一第16号及び第17号の「運営管理」を「運用管理」に変更

・　第４条第１項の四に、従前の同条同項の五第１号乃至第20号を繰り上げ

・　第４条第１項の五に、従前の同条同項の四を繰り下げ

・　第４条第１項の六に「広報課」を新設、従前の同条同項の五「(広報)」を削除、従前の同条同項の五第21号・第22号を同条同項の六第１号・第２号に変更及び所掌業務を追加（第１号に「及びマスコミ対応」、第３号に「協会報及び季刊誌等の制作及び発行に関すること」、第４号に「ホームページに関する広報戦略の立案及びコンテンツの見直しに関すること」を追加）、これに伴い従前の同条同項の六を同条同項の八に繰り下げ、所掌業務を追加（第２号に「消費者被害の防止に関すること」を追加）及び従前の同条同項の六第２号を第３号に繰り下げ

・　第４条第１項の七に「調査課（業務企画部)」を新設、従前の同条同項の五「(調査)」を削除、従前の同条同項の五第26号の「貸金関係法令」を「貸金業関係法令」に変更、第23号乃至第26号を同条同項の七第１号乃至第４号に変更、これに伴い従前の同条同項の七を同条同項の九に繰り下げ

・　第４条第１項の十に、同条同項の九を繰り下げ

・　第４条第１項の十一に、同条同項の十を繰り下げ、第３号に「及び貸金業関係法令集」を追加

・　第４条第１項の十二に、同条同項の十一を繰り下げ

・　第４条第１項の十三に、同条同項の十二を繰り下げ、第４号に「広告に係る調査の実施及び調査結果の取り纏めに関すること」、第５号に「広告に係る行政庁との情報連携に関すること」を追加

・　第４条第１項の十四に、同条同項の八を繰り下げ、第１号を「特定情報照会サービスの運用に関すること」に、第２号を「特定情報に係る関係機関との連携に関すること」に、第３号を「協会員の反社会的勢力への対応に係る態勢整備に関すること」に変更

・　第４条第１項の十五に、同条同項の十三を繰り下げ、「調査課」を「調査課（規律審査部)」に変更、第３号に「及び障害発生報告」を追加

・　第４条第１項の十六乃至二十六に、従前の十四乃至二十四を順次繰り下げ、従前の第４条第１項の十九第７号の「貸金業務関連苦情」を「貸金業務等関連苦情」に変更

・　第５条第３項に「審議役」を追加

・　第５条第７項に「課課長、調査役、推進役」を追加

・　第７条第１項に「ただし、内部監査室長については、この限りでない。」を追加。

・　第12条の「(文書等取扱規則)」を「(文書等取扱規程)」に、「規則」を「規程」に変更

・　第14条第２項の「防犯」を「防災」に、「細則」を「規程」に変更

附　則

この規則は、平成28年４月１日から改正施行する。

（28. 3.16　第12回理事会決議）

・　第３条第３項第６号に「事業金融課」を新設

・　第４条第１項の四第16号乃至第20号に、従前の同条同項の二十六第２号乃至第６号を移動し、内部監査室の一部所掌事務を総務部企画課に移管、これに伴い従前の同条同項の四第16号乃至第20号を第21号乃至第25号に繰り下げ

・　第４条第１項の四第26号乃至第29号に、従前の同条同項の一第15号乃至第18号を移動し、総務部総務課（システム）を同部企画課に変更

・　第４条第１項の十に「事業金融課」を新設し、十第１号及び第２号を新設、これに伴い従前の同条同項の十以降を順次繰り下げ

附　則

この規則は、平成29年４月１日から改正施行する。

（29. 2.22　第12回理事会決議）

・　第３条第１項第６号に「監査企画部」を新設し、これに伴い従前の同条同項第６号以降を順次繰り下げ

・　第３条第６項に従前の同条同項第１号及び第２号を設置

・　第３条第７項に「監査企画部に次の各課を置く。」を新設し、従前同条第６項第３号「監査３課」及び第４号「監査４課」を同条第７項第１号「監査企画１課」及び第２号「監査企画２課」に変更、これに伴い従前の同条第７項以降を順次繰り下げ

・　第４条第１項第18号監査１課⑴「実地監査計画の策定に関すること」を「定期実地監査の実施に関すること」に、同条同項同号⑵「定期実地監査、特別実地監査及びフォローアップ実地監査に関すること」を「特別実地監査及びフォローアップ実地監査の実施に関すること」に、同条同項第19号監査２課⑴「書類監査計画の策定に関すること」を「書類監査の実施に関すること」に、同条同項同号⑵「一般書類監査の実施、分析及び評価に関すること」を「書類監査の分析及び評価に関すること」に、同条同項第20号「監査３課」を「監査企画１課」に、同条同項第20号⑴「監査の企画、立案及び管理に関すること」を「監査の企画、立案(監査計画の策定含む。)及び管理に関すること」に、同条同項第21号「監査４課」を「監査企画２課」に変更

附　則

この規則は、令和３年１月１日から改正施行する。

（ 2.12.16　第９回理事会決議）

・　第３条第１項第３号に「教育研修部」を新設し、これに伴い従前の同条同項第３号以降を順次繰り下げ

・　第３条第３項第４号「消費者啓発課」を削除し、同条同項同号に「支部支援課」を新設及び同条同項第６号「事業金融課」を削除

・　第３条第４項に「教育研修部に次の各課を置く。」を新設し、同条同項第１号に「消費者啓発課」及び第２号に「業務研修課」を改めて新設、これに伴い従前の第４項以降を順次繰り下げ

・　第３条第５項第３号「業務研修課」を削除、これに伴い従前の同条同項第４号以降を順次繰り上げ

・　従前の第４条第１項第８号「消費者啓発課」を削除、同条同項同号に「支部支援課」を新設し、⑴「支部業務マニュアルに関すること」、⑵「その他支部業務のサポートに関すること」を新設